

幌延地区内で登録制の乗合タクシーの試験運行を行います

試験
期間

10月1日(火) ~ 11月30日(土)



ご注意

試験運行期間中の「ハイヤー運賃等助成制度のご利用」は、本乗合タクシーと併用できません。既に制度の認定を受けている方は登録不要です

乗合タクシー（登録制）は

「ご自宅」と「連絡施設（65箇所の行き先から選択）」間を、**完全予約制**で運行します。



目的地や出発地が連絡施設に無い場合、最寄りの連絡施設を利用することが可能です。

主な連絡施設箇所図

幌延市街地

- ① 幌延町立歯科診療所
- ② 特別養護老人ホームこぞくら荘
- ③ 幌延町国民健康保険診療所
- ④ トナカイ薬局
- ⑤ JR 幌延駅
- ⑥ JA 幌延町本所
- ⑦ Q マート幌延店
- ⑧ フードインタイムリーイトウ

- ⑨ 幌延郵便局
- ⑩ 稚内信用金庫幌延支店
- ⑪ 名林公園
- ⑫ 幌延町役場
- ⑬ 幌延深地層研究センター国際交流施設
- ⑭ 幌延町生涯学習センター
- ⑮ 幌延町老人福祉センター
- ⑯ 山村広場
- ⑰ 幌延消防署
- ⑱ 幌延町認定こども園

- ⑲ 産業・地域振興センター
- ⑳ セイコーマートほろのべ店
- ㉑ 総合スポーツ公園
- ㉒ 幌延小学校
- ㉓ 幌延中学校
- ㉔ 金田心象書道美術館
- ㉕ 幌延町郷土資料館
- ㉖ 保健センター
- ㉗ 総合体育館・町民プール
- ㉘ 東ヶ丘スキー場
- ㉙ ふるさとの森 森林公園キャンプ場



運行時間

平日・土曜 7:00~19:00
日曜・祝日 7:00~17:00

利用料金（1人片道）

300円 ~ 3,500円
(100円) (400円)

() 料金
ハイヤー運賃等助成制度の認定を受けている方



通常のタクシー料金となるご利用

- 運行時間外のご利用
- 町外のご利用
- 連絡施設以外のご利用など

基盤地図情報（国土地理院）をもとに作成

0 2,000m

ご利用には事前に「利用者登録」の申し込みが必要です。詳しくは裏面をご覧ください →

ご利用には事前に「利用者登録」の申し込みが必要です

<ご利用までの手順>

1 利用登録



ハイヤー 運賃等助 成制度の 登録

70歳以上の方等は役場での
申請手続きが必要
窓口:役場1階 保健福祉課
電話:01632-5-1113

助成制度 の対象と ならない 方の登録

役場での申請手続きが必要
窓口:役場1階 住民生活課
電話:01632-5-1112

ご登録時に必要なもの お知らせいただきたい内容

イ) ご印鑑

ロ) 本人確認書類(保険証など)

ハ) 対象確認書類(障害者手帳など)

※詳しくは各世帯に配布している制度概要
または町HPをご参照ください

※既に登録済みの方は申請不要



イ) ご印鑑

ロ) 本人確認書類(保険証など)

※ご登録は、介助なしで乗車できる方に限ります

※登録には約1週間程度かかりますので、利用を希望する方は
余裕をもって登録してください

2 「利用カード」と 「利用案内パンフレット」を 受け取る



ご登録いただいた方へ

- ・後日、「利用カード」と「利用案内パンフレット」を送付します
- ・実際の利用にあたっては、「利用カード」により、ご乗車いただけます

3 ご利用 (完全予約制)

天塩ハイヤー



※町外来訪者は乗車時に住所、
氏名等の記載が必要です。

ご利用の流れ

事前
乗車予約
(電話)

乗車
(ご自宅)
↓ 利用カード提示
(連絡施設)

運賃の
お支払い
(現金)

主要な区間運賃

() 金額: ハイヤー運賃等助成制度適用運賃

	幌延 市街地	幌延 A	幌延 B	北進	上幌延 A	上幌延 B	開進 A	開進 B	下沼 A	下沼 B	浜里
幌延 市街地	300 (100)	500 (100)	1,000 (100)	500 (100)	500 (100)	1,000 (100)	1,000 (100)	1,500 (200)	1,000 (100)	1,500 (200)	2,000 (200)

Q.乗合タクシーって普通のタクシーと何が違うの?

- A.①ハイヤー運賃等助成制度登録者は、これまでの運賃よりさらに安価になる区間があります。
②上記制度に登録していないすべての町民も、通常の3分の1程度の運賃で乗れます。
③予約時間と乗る場所が近い場合、乗合になる場合があります。
④事前の利用登録が必要です。(すでにハイヤー運賃等助成制度に登録している方は不要)
※これまでの電話予約、運行、運賃支払いの方法は同じです。

幌延地区住民説明会 日時:令和6年9月10日(火)午前10時から
会場:幌延深地層研究センター 国際交流施設

お問い合わせ 幌延町地域公共交通活性化協議会(事務局:幌延町住民生活課)
☎ 01632-5-1112